

○石岡市まちかど情報センター規則

平成18年8月31日

規則第47号

石岡市まちかど情報センター規則（平成17年石岡市規則第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、石岡市まちかど情報センター条例（平成18年石岡市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 条例第8条の規定により石岡市まちかど情報センター（以下「センター」という。）の施設の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の前60日（その日が条例第7条に規定する休館日に当たるときは、その翌日）から使用しようとする日までの期間にまちかど情報センター使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

（使用許可書の交付）

第3条 指定管理者は、まちかど情報センターの施設の使用を許可したときは、まちかど情報センター使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（許可事項の変更）

第4条 前条の規定により許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可事項を変更する必要があるときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

（実費の納入）

第5条 使用者は、センター内のプリンター等の使用に要する実費を、指定管理者に納めなければならない。

（実費の収入）

第6条 市長は、指定管理者に実費の収入を当該指定管理者の収入として収受させる。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、センターの使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに係員に届け出るとともに、係員の指示を受けなければならない。
- (2) センターでは、所定の場所以外での飲食及び喫煙をしてはならない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、係員が指示する事項

(協定)

第8条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の石岡市まちかど情報センター規則（平成17年石岡市規則第30号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

まちかど情報センター使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 あて

(申請者)

住 所	
氏名(団体名及び代表者名)	
連 絡 先	

石岡市まちかど情報センターを使用したいので、次のとおり申請します。

使用する日時	年 月 日(曜)	時から
	年 月 日(曜)	時まで
使用する目的		使用する 人 数
		人
使用する場所		
※ 許可条件		

注意 ※の欄は、記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

まちかど情報センター使用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

石岡市まちかど情報センターの使用について、次のとおり許可します。

使用する日時	年 月 日(曜) 年 月 日(曜)	時から 時まで
使用する目的		使用する 人 数 人
使用する場所		
許可条件		

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)